

戸建復興公営住宅建設工事等に係る制限付き一般競争入札の実施に関する要綱

(平成25年11月28日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）及び仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成6年仙台市訓令第18号。以下「審査委員会規程」という。）に定めるもののほか、戸建復興公営住宅の建設工事並びにこれに係る実施設計業務及び監理業務を一括して制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）により発注することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 仙台市競争入札実施要綱（平成6年6月6日市長決裁）、失格基準取扱要綱（平成19年3月30日市長決裁）及び業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）の規定にかかわらず、戸建復興公営住宅の建設工事（建築工事、電気工事、管工事、外構工事その他関連工事を含む。以下同じ。）並びにこれに係る実施設計業務（以下「実施設計業務」という。）及び監理業務（以下「監理業務」という。）で、一括して発注することが適当と市長が認めるもの（以下「対象工事等」という。）については、この要綱に定めるところによる。

(契約事務特別委員会への付議)

第3条 市長は、対象工事等に係る審査事項について、審査委員会規程第1条第1号に規定する契約事務特別委員会の審議に付すものとする。

(入札参加形態及び入札参加資格)

第4条 入札への参加形態は、単体企業又は対象案件に係る実施設計業務、建設工事及び監理業務をそれぞれ行おうとする複数の者を構成員として構成された連合体（以下「連合体」という。）とする。

2 入札への参加を希望する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 次のイからニまでに掲げる条件をすべて満たすこと

イ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと

ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと

ハ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと

ニ 対象案件に対応した工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けた日から引き続き3年以上営業を継続していること又は相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると市長が認めるものであること

(2) 実施設計業務（連合体にあっては、実施設計業務を分担する構成員）について次のイからハまでに掲げる条件をすべて満たすこと

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること

ロ 一級建築士の資格を有する技術者を管理技術者及び担当技術者として業務に当たらせることができること

ハ 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること

(3) 建設工事（連合体にあっては、建設工事を分担する構成員）について、次のイからハまでに掲げる条件をすべて満たすこと

イ 単体企業又は共同企業体であること

ロ 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること（共同企業体にあつては、構成員のすべてが本市の入札参加資格者名簿に登録されていること）

ハ 本市の区域内に本店を有する者であること（共同企業体にあつては、構成員のうち少なくとも1者が本市の区域内に本店を有する者で、かつ、すべての構成員が本市の区域内に本店又は建設業法第3条第1項

に規定する営業所等を有していること)

ニ 建設業法第26条の規定により対象工事に配置すべき専任の主任技術者及び監理技術者、現場代理人その他必要な人員を確保することができること

ホ 仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁）第10条第1項に規定する格付評点が当該建設工事について定める基準を満たしていること

ヘ 共同企業体にあつては、各構成員の出資比率が、均等割による出資比率の2分の1を下回らないこと

(4) 監理業務（連合体にあつては、監理業務を分担する構成員）について次のイからハまでに掲げる条件をすべて満たすこと

イ 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること

ロ 一級建築士の資格を有する技術者を管理技術者及び担当技術者として業務に当たらせることができること

ハ 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて定める要件を有すること

3 前項の規定にかかわらず、入札への参加を希望する者が単体企業である場合又は連合体のうち建設工事を分担する構成員が実施設計業務若しくは監理業務を兼ねる場合については、これらの者については、同項第2号ハ又は第4号ハの規定は、適用しない。

第5条 前条の入札参加資格の審査方式は、入札後資格確認型によるものとする。

(入札公告)

第6条 入札公告には、規則第5条第1項各号に掲げる事項のほか、前2条の規定により定めた入札参加形態並びに入札参加資格及びその審査方式を掲載するものとする。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される対象工事等に係る入札公告には、規則第5条第1項各号、特例政令第6条及び前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 特例政令の規定が適用される旨

(2) 契約の締結その他の落札決定後の取扱いに関する事項

3 入札公告は、仙台市公告式規則（昭和50年仙台市規則第70号）第2条第2項に定める方法によるほか、本市のホームページに掲載して行うものとする。

(入札説明書の交付等)

第7条 市長は、入札公告の日から入札公告で定める日までの間、公告事項を記載した入札説明書を適切な方法により希望者に提供するとともに、対象工事等の契約書案、仕様書等を閲覧に供するものとする。

2 対象工事等に関する質問は、入札公告で定める日までに、質疑応答書により市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により質問が提出された場合は、速やかに回答を作成し、入札公告で定める日までに、本市のホームページへの掲載その他の適切な方法により一般の閲覧に供するものとする。

(入札参加申請)

第8条 入札に参加しようとする者は、入札公告で指定する日までに、書留郵便により、入札参加申請書並びに仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）に基づく誓約書（以下「誓約書」という。）を市長に提出し、市長が指定する日までに、書留郵便により、入札書を市長に提出して、入札参加申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、連合体を構成し入札に参加しようとする者は、入札公告で指定する日までに、書留郵便により、入札参加申請書並びに連合体の競争入札参加資格審査申請書、協定書及び誓約書を市長に提出し、市長が指定する日までに、書留郵便により、入札書を市長に提出して、入札参加申請をしなければならない。

3 前2項の規定により提出した文書（次項において「提出文書」という。）については、いかなる場合も、書換え、差し替え、取消し又は撤回をすることができない。

4 提出文書が当該入札公告で指定する日又は当該市長が指定する日までに到達しなかった者は、当該対象工事等に係る入札に参加することができない。

(入札の中止等)

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による入札参加申請をした者（以下「入札参加者」という。）がなかった場合は、当該入札を中止するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札を中止した場合は、入札参加資格を見直して、再び入札を行うものとする。ただし、入札参加者が単体企業のみであった場合は、指名競争入札によることができる。

3 市長は、第1項の規定により入札を中止した場合は、その旨を公告するものとする。

(入札手続)

第10条 市長は、入札参加者があった場合は、開札後、落札決定を一時保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札参加者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査した上で、後日落札決定を行うものとする。

2 市長は、開札をした場合において、落札候補者が2者以上ある場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第11条 市長は、前条第1項の規定により落札決定を保留した場合は、速やかに落札候補者に通知し、次に掲げる書類のうち入札公告で指定するもの（以下「資格審査書類」という。）の提出を求めるものとする。

(1) 特定建設業の許可通知書の写し

(2) 配置予定の技術者に関する調書

(3) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

2 落札候補者は、前項の規定により資格審査書類の提出を求められた場合は、その翌日から起算して2日（閉庁日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に、資格審査書類を市長に提出しなければならない。ただし、入札公告で別に期限を定めた場合又は市長が別に期限を指定した場合は、この限りでない。

3 資格審査書類は、書留郵便又は持参により提出するものとする。

4 市長は、落札候補者が第2項に規定する提出期限内に資格審査書類を提出しない場合又は落札候補者が入札参加資格の審査のための指示に応じない場合は、その者の入札を入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

5 市長は、前項の規定により落札候補者の入札を無効とした場合は、書面その他の適切な方法により、理由を付して当該落札候補者に通知するものとする。

第12条 市長は、前条第2項の規定による資格審査書類の提出があった場合は、速やかに当該落札候補者の入札参加資格を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認める場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。

3 市長は、前条第4項又は前項の規定により落札候補者の入札を無効とした場合は、次の各号の順位により、当該各号に掲げる者を新たな落札候補者とし、その者の入札参加資格を審査するものとする。この場合において、同順位となる者が2人以上あるときは、第10条第2項の規定を準用して順位を決定する。

(1) 第10条第2項の規定により後順位となった入札参加者

(2) 予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者が提示した価格に次いで低い価格を提示した入札参加者

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により新たな落札候補者となった者の入札を無効とした場合について準用する。

5 第1項及び第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定による審査は、提出された資格審査書類に基づき、その提出期限の翌日から起算して2日（閉庁日を除く。）以内（特別の事情がある場合は、市長が別に定める日まで）に行うものとする。この場合における審査の基準日は、入札公告で特に指定した場合を除き、開札日とする。

6 市長は、第2項の規定により落札候補者の入札を無効とした場合は、書面その他の適切な方法により、理由を付して当該落札候補者に通知するものとする。

第13条 市長は、前条第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有すると認めた場合は、その者を落札者と決定し、入札参加資格を有する旨及び落札者と決定した旨を、電話その他の適切な方法によりその者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により落札者を決定した場合は、他の入札参加者（第11条第5項又は前条第6項の規定による通知をした落札候補者を除く。）に対し、落札者と決定しなかった旨を電話その他の適切な方法により通知するものとする。
- 3 前項の通知は、入札経過表の掲示をもってこれに代えることができる。

（入札参加非資格者からの理由説明請求に関する審査）

第14条 入札参加非資格者（第8条第1項若しくは第2項の規定により提出する文書に不備があり入札に参加することができないこととされた者又は同条第4項の規定により入札に参加することができないこととされた者をいう。以下この項において同じ。）は、入札公告で指定する日までに、入札参加非資格者とされた理由について市長に説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに書面により回答しなければならない。

（入札参加資格の喪失）

第15条 第13条第1項の規定により入札参加資格を有する旨を通知された入札参加者は、入札参加資格の審査の基準日から契約締結の日までの間に、次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、入札参加資格を失うものとする。

（1）第4条第2項に規定する要件を満たさないこととなったとき

（2）入札参加申請又は入札に係る提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき

- 2 市長は、入札参加者が前項の規定により入札参加資格を失った場合は、契約を締結しないものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により入札参加資格を失った入札参加者に対し、速やかに書面により理由を付してその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年11月28日から実施する。